

東京帝国大学史料編纂掛からみる明治期の華族

——「往復」からの検討——

寺尾美保

はじめに

明治二八年（一八九五）、明治二年から続く明治政府による国史編纂事業を引き継ぎ、帝国大学¹⁾に史料編纂掛が設置された。史料編纂掛は、設置直後より採訪²⁾に着手し、明治三四年から史料集の刊行を開始した。編纂事業は、東京大学史料編纂所³⁾によって今日まで継続されているが、長きにわたる事業を支えているのは、採訪の継続と膨大な「材料」³⁾の存在である。史料編纂掛は、史料集の刊行を目前にした明治三三年七月、「歴史地理」⁴⁾に広告を掲載した。

本掛ハ元内閣修史局ノ事業ヲ継続シ、全国ノ諸華族諸社寺諸旧家等ヨリ材料ヲ蒐集シ、大日本編年史料及び大日本古文書ヲ編成セシガ、本年度ヨリ更ニ之ヲ修訂シ、成ルニ従ヒ公行セントス、因テ此際尙材料搜索ニ尽力スト雖、自カラ見聞ノ及バザル所アルベキニヨリ、古文書旧記古図画像類ヲ始メトシ、歴史ノ材料トナルベキモノヲ所蔵セラレ、若クハ所蔵者ヲ承知セラル、向ハ、本掛ニ報道ノ勞ヲ執ラレン事ヲ切望ス、

明治三十三年六月 東京帝国大学文科大学史料編纂掛
編纂のために必要とする「材料」を全国の華族・社寺・旧家などから

広く求めるために情報提供を呼びかけたものである。

明治期に歴史の編纂を志し、そのための「材料」を求めていたのは史料編纂掛だけではなかった。筆者はかつて、明治二一年に宮内大臣から命じられた「国事軼掌」始末取調を契機として、島津家が関係者からの聞きとりや「材料」の調査を行い、編纂に必要と考えた史料の筆写などを行っていたことを指摘した⁵⁾。宮内省からの「国事軼掌」始末取調は最終的にはほぼ全ての華族に命じられたため、明治期の多くの華族が「材料」を求めていたと考えられる。しかし、多数の刊行物を世に送り出した史料編纂掛に比べ、史料集などを刊行した華族は僅かであり、各家の編纂事業の詳細についてもまだ十分に明らかになっていない⁶⁾。今後これらの解明とあわせ、史料編纂掛と華族の関係などを検討してゆくことは、明治期の歴史編纂のあり方を捉える上で意義あることであろう。

史料編纂掛の目指した編纂・刊行事業に際しては、全国各地に残る「材料」に関する情報収集と調査、収集活動が必須となる。このための関係各所との往来信は、本所所蔵の「往復」⁷⁾に含まれている。本論では、「往復」を用いて、明治期の史料編纂掛の採訪について検討する。この作業を通じて、史料編纂掛からみる明治期の華族について考え、今後の研究への足がかりを掴みたい。

第一章 史料編纂掛と「往復」

本章では、史料編纂掛の業務内容と「往復」の関係を整理する。

一 「往復」の来歴

明治二八年四月一日、文科大学に史料編纂掛が設置されることが帝国大学総長より達せられると、四月一七日に文科大学史料編纂掛掛員規約が制定された。⁸⁾ 編纂事業を五年間で完成させることとし、掛員に対しては、公務中のみならず余暇の時間であっても、編纂事業を妨げることを禁じた。とりわけ、論説考証などを行うに当たっては、「世上ノ物議ヲ招クカ如キ」ことを避け、「材料」の漏洩を禁じている。これは、史料編纂掛の前身である帝国大学史誌編纂掛が、設置から二年後の明治二六年に廃止となる原因となった久米事件¹⁰⁾を背景とした規則であると思われる。明治三三年には、史料編纂事業の一五年間継続延長が決定し、これまでに蒐集した史料を出版することとなった。明治三四年より始まったのが、今日まで刊行が続いている『大日本史料』・『大日本古文書』である。¹¹⁾ 関連して、明治三五年からは史料展覧会の開催、明治三八年からは「史料絵はがき」の発行、明治四〇年からは「歴史教科教授用参考掛図」の発行も始まった。明治三九年に外務省より『幕末外国関係文書』の編纂を引き継ぎ、昭和二四年（一九四九）からは文部省から引き継いだ維新史料編纂事業も加わり、刊行物の種類を増やしながら編纂事業は継続した。この間、組織の改編などを繰り返し、史料編纂掛は、昭和四年に史料編纂所と改称した。¹²⁾

「往復」は、史料編纂掛（後の史料編纂所）の各種事業に関わる関係各所との往来信を綴った簿冊群である。明治二八年の史料編纂掛設置以降、昭和二六年までの間の簿冊が残されており、現時点で三四六冊が確

認されている。¹³⁾

「往復」は長く赤門書庫に退蔵されていたが、平成二五年（二〇一三）より、整理・保全作業が開始された。その経緯と「往復」の編成方法の推移については、井上聡「所史史料調査の現状と展望―本所所蔵の『往復』を中心に―」¹⁴⁾に詳しい。近年の「往復」の整理作業では、全ての簿冊の綴じを外し、必要に応じて修理や補強作業が施され、綴じを外した段階で、全紙のデジタル撮影が行われた。筆者は、平成二七年より、整理・保全作業と並行して進められている、「往復」の研究資源化のための作業に従事しており、収載情報の目録化を継続中である。以下、調査が進んでいる大正三年（一九一四）までの簿冊について知り得たことを整理してゆきたい。

二 大正三年までの「往復」の概要

史料編纂掛では、大正四年以降は、宛先の属性別に分類する方式から、全ての往来信を時系列で並べる方式に変更したが、書類の分類体系が変化する大正四年以前は、相手先毎に一件のやりとりをまとめていた。大正三年までの簿冊一四一冊について、表紙に記された情報と撮影された画像枚数を整理したのが表1である。修復前のために未撮影の簿冊もあるが、葉書や電報、領収書などを綴じ込んだものも含め、簿冊毎に一〇〇〜五〇〇枚の画像が撮影されており、デジタル画像での公開準備が進められている。

表1 大正3年までの「往復」

番号	表紙の情報	*編年史料掛 画像枚数
22	明治三十四年	209
21	明治三十四年 官庁并学校往復	103
20	明治三十三年四月ヨリ 府県往復	99
19	明治三十三年 諸氏往復	145
18	明治三十三年 社寺往復	197
17	明治三十三年 官省学校往復	95
16	明治三十三年 華族往復	128
15	自明治三十二年一月 至同三十三年三月 府県往復	158
14	明治三十二年一月ヨリ 社寺人民往復	138
13	明治三十二年 官省等往復	199
12	明治三十二年一月ヨリ 同三十二年十二月 華族往復	108
11	明治三十一年 府県往復	286
10	明治三十一年 皇華士族社寺平民往復	144
9	明治三十年 府県往復	179
8	明治三十年 皇華士族社寺平民往復	147
7	明治三十年三十一 年 閣省院庁等往復	163
6	明治廿八年四月以降 皇華士族平民往復	174
5	明治廿八年以降 社寺往復	55
4	明治廿八年四月以降 府県往復 第二	185
3	明治廿八年四月以降 府県往復 第一	177
2	明治廿八年四月以降 官省院庁往復	68
1	明治廿三年 * 府県往復 人	419

47	明治三十七年	153
46	明治三十七年 皇華族往復	302
45	明治三十七年 諸氏往復	280
44	明治三十七年 社寺往復三	154
43	明治三十七年 社寺往復二	163
42	明治三十七年 社寺往復一	216
41	明治三十七年 官庁并学校往復	132
40	明治三十六年 諸氏往復	250
39	明治三十六年 府県往復三	191
38	明治三十六年 府県往復二	167
37	明治三十六年 府県往復一	189
36	明治三十六年 皇華族往復	215
35	明治三十六年 社寺往復三	166
34	明治三十六年 社寺往復二	210
33	明治三十六年 社寺往復一	230
32	明治三十六年 官庁并学校往復	184
31	明治三十五年 府県往復	260
30	明治三十五年 皇華族往復	124
29	明治三十五年 諸氏往復	151
28	明治三十五年 社寺往復	242
27	明治三十五年 官庁并学校往復	97
26	明治三十四年 諸氏往復	154
25	明治三十四年 府県往復	204
24	明治三十四年 皇華族往復	112
23	明治三十四年 社寺往復下	152

72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48
明治四十年	明治四十年	明治四十年	明治四十年	明治四十年	明治三十九年	明治三十九年	明治三十九年	明治三十九年	明治三十九年	明治三十九年	明治三十八年	明治三十八年	明治三十八年	明治三十八年	明治三十八年	明治三十八年	明治三十八年	明治三十八年	明治三十八年	明治三十八年	明治三十八年	明治三十七年	明治三十七年	明治三十七年
諸氏往復一	社寺往復三	社寺往復二	社寺往復一	官庁并学校往復	府県往復	皇華族往復	諸氏往復一	社寺往復二	社寺往復一	官庁并学校往復	府県往復二	府県往復一	皇華族往復	諸氏往復二	諸氏往復一	社寺往復五	社寺往復四	社寺往復三	社寺往復二	社寺往復一	官庁并学校往復	府県往復四	府県往復三	府県往復二
173	218	260	190	204	256	203	137	274	275	237	207	226	234	201	145						177	117	188	158

97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73
明治四十三年	明治四十三年	明治四十三年	明治四十三年	明治四十三年	明治四十三年	明治四十三年	明治四十二年	明治四十二年	明治四十二年	明治四十二年	明治四十二年	明治四十二年	明治四十二年	明治四十二年	明治四十一年	明治四十一年	明治四十一年	明治四十一年	明治四十一年	明治四十一年	明治四十一年	明治四十年	明治四十年	明治四十年
皇華族往復	諸氏往復二	諸氏往復一	社寺往復二	社寺往復一	行政裁判所往復	官庁并学校往復	府県往復	皇華族往復	諸氏往復二	諸氏往復一	社寺往復二	社寺往復一	行政裁判所往復	官庁并学校往復	府県往復	皇華族往復	諸氏往復二	諸氏往復一	社寺往復二	社寺往復一	官庁并学校往復	府県往復	皇華族往復	諸氏往復二
159	268	252	234	273	177	187	172	111			211	247	172	191	302		230	236	239	259	188	197	175	315

118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98
大正元年 明治四十五年	大正元年 明治四十五年	大正元年 明治四十五年	自明治四十五年 至大正元年	自明治四十五年 大正元年	自明治四十五年 大正元年	自明治四十五年 大正元年	自明治四十五年 大正元年	明治四十四年	明治四十四年	明治四十四年	明治四十四年	明治四十四年	明治四十四年	明治四十四年	明治四十四年	明治四十四年	明治四十四年	明治四十四年	明治四十四年	明治四十三年
社寺往復二	社寺往復一	官庁并学校往復	往復五止	往復四	往復三	往復二	往復一	府県往復	皇華族往復	諸氏往復二	諸氏往復一	社寺往復二	社寺往復一	行政裁判所往復	官庁并学校往復	往復四止	往復三	往復二	往復一	府県往復
207	224	256	348	341	384	367	457	204	178	259	258	217	201	123	334	367	326	386	369	149

141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119
大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	明治四十五年 大正元年	明治四十五年 大正元年	明治四十五年 大正元年	明治四十五年 大正元年
往復二	府県往復	皇華族往復	諸氏往復二	諸氏往復一	社寺往復二	社寺往復一	官庁并学校往復	府県往復	皇華族往復	諸氏往復二	諸氏往復一	社寺往復二	社寺往復一	官庁并学校往復	往復四止	往復三	往復二	往復一	府県往復	皇華族往復	諸氏往復二	諸氏往復一
	236	231	437	252	297	301		189	219	284	238	227	216	257	358	393	434	387	180	121		209

三 簿冊の分類

「往復」に綴られている往来信の内容は、史料編纂掛設置直後には、「材料」の所在に関する情報収集や調査依頼に関するものが主である。地方へ出張した後は、調査官が抜粋した「材料」を大学へ移し、影写本・謄写本を作成することもあり、貸借に関する内容も多い。『大日本史料』・『大日本古文書』の刊行が決定すると、再調査や掲載に関する諸連絡、図版撮影に関する内容が増えている。さらに、蓄積された情報を活用して、展覧会の開催や絵はがき・図録（歴史科教授用参考掛図）の作成業務が始まると、改めて原本所蔵者との連絡が必要となる。大正三年までは、こうした問い合わせ先の属性によって簿冊が分類されていた（表2）。表1、表2の通り社寺とのやりとりを綴った簿冊が最も多く、次いで府県、諸氏、皇華族、官庁や学校の簿冊が複数作成された。明治三四年以降になると、表紙に記された簿冊名は一定するが、それ以前は、例えば

表2 大正3年までの「往復」（分類別）

簿冊名	冊数	備考
府県往復	27	
官庁并学校往復	18	官省院庁往復(2)、閩省院庁等往復(7)、官省等往復(13)、官省学校往復(17)
社寺往復	36	社寺人民往復(14)
皇華族往復	19	皇華士族平民往復(6)、皇華士族社寺平民往復(8、10)*、華族往復(12、16)
諸氏往復	24	
行政裁判所往復	3	
往復(乙類)	14	

(注)「皇華士族社寺平民往復(8、10)」は、皇華族との往来信が主であるため「皇華族」に計上した。

「皇華士族社寺平民往復」といったように、「皇華族」、「社寺」、「諸氏」をまとめた簿冊もあった（表2、備考覧）。

これらの往来信は、史料編纂掛からの問い合わせだけではなく、史料編纂掛が問い合わせを受けた内容も含まれている。「材料」運搬に関することや、返却の督促、「材料」の自薦、史料編纂掛の調査成果に関する問い合わせ、影写本・謄写本の調査依頼などである。この他、編纂業務に際する人員の手配や、裁判への協力要請もあり、後者は明治四二年からは「行政裁判所往復」としてまとめられた。刊行物が増えてくると、刊行物の注文や発送に関する連絡文書も増え、明治四四年からは、こうした出版に関する事務文書は「往復(乙類)」として別に綴られることになった。

第二章 史料編纂掛としての採訪の初動

本章では、史料編纂掛にとって設置直後の重要な業務であった採訪の初動について整理したい。

一 史料編纂掛設置以前について

明治期の国史編纂についての先行研究は、史料編纂掛設置までの経緯について『東京大学史料編纂所史 史料集』⁽¹⁵⁾に整理されている他、マーガレット・メールの研究や宮地正人らによる史料編纂所史としての研究⁽¹⁷⁾、本所所蔵の「修史局・修史館史料」を用いた松沢裕作の研究⁽¹⁸⁾、修史部局による「府県史料」の編纂についての佐藤大悟の研究などがある。事業の継続困難の要因として、正史の編纂構想・編纂方針の競合や、予算削減による業務再編などが指摘されているが、いずれも編纂主体としての政府部局（修史局など）を検討したものであり、原本所蔵者にどのような接近方法があったかについては、次のようなことが指摘されている。「材料」

の探索についてみれば、明治五年一月に、関係官庁に対し官庁公文書の散逸を厳達、大名華族には系譜の提出を、明治六年五月には慶応三年（一八六七）から明治元年の諸史料の提出を達したこと。明治一八年から五ヶ年間かけて、広域の史料採訪が実施されたこと²⁰、各地に散見する近世期に藩史など史誌編纂に関与した人物や、明治期に自治体史編纂に関与した人物の関与などである。²¹

明治期の採訪や編纂についての研究は、徒にいたばかりである。現在は、手がかりとなる史料の整理や公開に向けた整備が各々すすめられている。本所に残る明治二年から明治二十二年までの関係史料については、前掲井上論文の付表一に、明治二三年から昭和二九年までの期間における「往復」および周辺史料については付表二に整理されているので、参照されたい。これらの関係史料とつなぎ合わせた詳細な検討は今後の課題とし、以下は、原則として「往復」から知り得ることについて検討を進めていく。また、「往復」も長大な期間を網羅しているため、本章では、史料編纂掛による採訪の初動を中心に検討してゆくこととする。

以下、「往復」については、表1の番号、簿冊名と文書番号を括弧内に記す。

二 府県への目録提出要請

史料編纂掛は、明治二八年四月から、全国的な編纂材料の蒐集を開始した。初めに、府県に対し、直轄下の社寺華士族旧家所蔵の古文書類の目録作成を依頼した。3「府県往復 第一」（明治二八年）には、愛知・鳥取・島根・岡山・広島・山口県知事に対する、「古文書目録調製の件ニ付愛知県以下五県へ御照会案」から始まる一件書類が綴られている。同書は、四月一四日に作成され、史料編纂委員（担当）、総長、書記官、書記に回覧され、朱書きの修正を加えてある。枠外上段に四月二七日送

達済との朱書きがあり、清書した書状が四月二七日に愛知以下五県に送付されたことがわかる。同文書は、帝国大学総長名で県知事宛に出され、目録提出期限は、五〇日後となる六月一日とした。同書状には、「古文書種類」と「目録書式」と題する文書が添えられている（3「府県往復 第一」（明治二八年）坤第一六五）。

史料編纂事業本月一日ヨリ着手候ニ付、全国ヨリ材料蒐輯致度就而者貴県管下各郡市社寺華士族旧家所蔵之古文書等、乍御手数別紙種類ニ照準シ可成遺漏ナク詳細御取調之上、各郡市別ニ目録ヲ調製シ六月十五日迄ニ本学エ御送付相成候様致度、此段及御依頼候也

明治廿八年四月

帝国大学総長姓名

愛知 鳥取 島根 岡山 広島 山口 県知事宛

追テ出張員派出之節ハ前以御通知可致候也

本状には、以下の「古文書種類」、「目録書式」が添えられた。

古文書種類

- 一 詔、勅、宸翰、綸旨、院宣、女房奉書類
- 二 太政官府、弁官、下文、省符、国宣、郡判類
- 三 撰家將軍家下文、御教書、下知状類
- 四 條制、禁制、掟書類
- 五 訴状、陳状、裁許状、請文類
- 六 軍忠状、着到状、感状、賞状類
- 七 誓紙、起請文類
- 八 田地売買証文、讓状、寄進状類
- 九 山林河川道路宿駅殖産工業等ニ関スル書類
- 十 朝臣武將其他碩学高僧書類
- 十一 日記、旧記及ヒ奥書アル古文経巻類
- 十二 家譜伝記普通ノ戦記ハ除ク系図類

十三 社寺縁起棟札、資財帳、勸進帳類

十四 文武將士奇人高僧画像

十五 古昔地図戦図

第八第十三ニ限り徳川中年迄其他ハ維新前迄

目録書式

第一種類ハ 其天皇詔書ト書ス勅書宸翰繪是等並ニ之ニ準ス

第二種類ハ 年号月日太政府ト書ス弁官下文省符国官等並ニ之ニ準ス

第三ヨリ第八マデ及ヒ第十八 年号月日某々下文又ハ下知状ト書ス
假令ハ文治三年五月一日源頼下文或ハ弘安二年三月二日北條相模守
下知状ノ類其餘並ニ之ニ準ス

但田地売買証文ハ年月ノミヲ記シ姓名ヲ載スルニ及ハス

第十一ハ 略其年代ヲ記ス

第十二以下ハ 著作ノ年月知ルヘキモノニ限り其由ヲ注記ス画像ノ
如キハ略ソノ新古ヲ記ス

その後も、明治二九年に三重・福井・石川・富山・新潟に（4）「府県
往復 第二」（明治二八年）坤第五六、明治三〇年に青森・山形・秋田・
広島に（9）「府県往復」（明治三〇年）坤第七一五、「材料種類」、「目
録書式」を添えた材料目録調製の要請が続いている。一部を除き、対象
となる時期は「維新前迄」とあり、「文武將士奇人高僧ノ画像、及ヒ風俗、
建築、美術等ニ関スル凶画」などと、現在でいうところの「文書」の範
囲を超えた美術資料も含めている。提出された目録は「往復」には綴ら
れておらず、これによってどのような情報が収集されたのかは明らかに
しがたい。また、史料編纂掛以前の修史局などの部局において、地方に
目録作成を求めた事例があるか否かも明らかではない。しかし、少なく

とも上記のものは、帝国大学の史料編纂掛として公式に出された最初の
目録様式であり、史料編纂掛の採訪が府県から提供される情報を手掛か
りとして着手されたことは重要である。

三 府県への出張

明治二八年四月の五県への目録要請に対し、もつとも早く応答したの
は島根県であった。六月一四日、島根県知事曾我部道夫より、調査が終
了しておらず、期限内の目録提出が困難である旨の相談があった（4）「府
県往復 第二」（明治二八年）坤第一六五。やりとりの後、出来上がっ
た分から随時送付することとなったのであるが、当初に指定された五〇
日以内に目録を提出できた府県はなく、他四県も概ね同様のやりとりを
行っている。

史料編纂掛による初めての出張は、明治二八年七月一七日から八月二
六日にかけて行われた。²²訪問先は、未だ目録提出が完了していない島根・
鳥取であった。次いで、岡山・広島・山口三県に出張（明治二九年二月
二九日～五月一四日）、愛知県・三重県に出張（明治二九年七月一九日
～九月一六日）している。府県から提出させた目録は、督促を行っている
が、目録提出を待つ出張計画を立てた様子は見受けられない。出張
先では、府県を介して調査を行い、事前に指定していた「材料」を確認
するだけではなく、現地においてもさらに関係する「材料」の提出を求
めた。担当者が現地において確認した「材料」を選別した後、所蔵者の
許可を得て、後日、送料を史料編纂掛で負担して、小包郵便や内国通運
便を利用して送付してもらい、筆写して返却するという方式であった。
運送費や保険などは史料編纂掛が負担することとしている。岡山県知事
からあった問い合わせへの回答を見ると、借用した史料は二～四ヶ月で
返却することとし、借用中は大学図書館収蔵庫で保存すること。運搬に

については保険付きとするが、評価額が高額となった場合には安全面と予算面を勘案し、汽車便の扱いとしたいなどとする相談も事前になされている(4「府県往復 第二」(明治二八年) 坤第一八四)。採訪の細かい規定は、実際の運用を繰り返す中で、試行錯誤されながら作成し、引き継がれていったと考えられる。

府県側は、史料編纂掛からの要請を受けた後、市郡に下達して情報を吸い上げ、目録などの形に整理した上で史料編纂掛へ返答するという形で進めていた。このように、府県を中継地とした地方における採訪のやり方が取られたのは、これ以前にも同様な調査が行われた実績があったからであろう。明治初期の国史編纂の過程においては、第一に徳川幕府の書籍類やかつて公家や大名から提出させていた編纂物が利用されたが、全国に散らばる「材料」の必要性も渴望されており、明治六年に宮城県、明治七年、明治九年に水戸における調査がなされている。この時も、茨城県の協力のもとに、予め準備された「材料」を現地を確認し、東京で筆写がなされたという。はじめに述べたように、明治中期に「国事鞅掌」始末取調を命じられた大名華族が、所蔵史料だけでは十分でないことを認識し、家臣や交流のあった他家に残る「材料」の採訪を渴望し、その結果、期限内に提出できなくなった事例と構造的には同じである。但し、大名華族は府県を介して調査を行うのではなく、旧知の人脈を駆使しており、また、単に文字史料を見るだけではなく聞きとりも行っていった。

では、府県は大名華族が所蔵する「材料」も管轄し得たのであろうか。岡山県の事例を見てみよう(4「府県往復 第二」(明治二八年) 坤第一六五)。

本年四月廿七日坤一六五号ヲ以テ御照会相成候史料編纂材料之儀ニ付、県下各郡市長へ相達置候処、備中国阿賀哲多両郡ニテハ右二当

ルモノ無之、其他別紙之通目録差出候二付、御廻致候条可然御取捨相成度此段及御回答候也

追テ岡山市居住池田侯爵所蔵ニ係ル書類二閱シテハ市長ヨリ同家へ照会中之趣申出候条此段申添候也

明治廿八年七月十三日

岡山県知事河野忠三(印)

帝国大学総長濱尾新殿

岡山県も、市郡に下達して情報を吸い上げているものの、池田侯爵家については、市長を通じて要請すると連絡している。当時の岡山県知事河野忠三(一八五一―一九二二)が萩藩出身であるのに対し、岡山市長小田安正(一八四四―一九〇八)は岡山藩出身であり、池田家に通じる人脈があったのであろう。史料編纂掛は、池田家との調整が済み次第、なるべく早急に目録を送付して欲しいと応じた。その後、岡山・広島・山口への出張が開始され、池田家所蔵分は、岡山市内にある池田侯爵事務所で閲覧が叶った。史料編纂掛は、後日、閲覧した「材料」の一部を借用し、東京で謄写したい旨を申し出た(6「皇華士族平民往復」(明治二八年) 坤第三一七)。この際、池田侯爵家の所蔵分も一括して岡山県から発送してもらおうことを提案したが、池田家所蔵分については、岡山県とは別に池田家扱いとなり、同家の家扶である桑原越太郎が史料編纂掛まで持参した(6「皇華士族平民往復」(明治二八年) 坤第五三三)。

岡山県の事例のように、管轄地にあるとはいえず、旧領主でもある華族は必ずしも府県で取りまとめることをせず、むしろ華族の事務所を利用するなど別枠の扱いになることがあった。このことを踏まえ、史料編纂掛の華族への対応については、次章で改めて考えたい。

第三章 史料編纂掛の採訪と華族

史料編纂掛は、全国的な採訪に際し、当初は府県を通じて華族所蔵の「材料」に辿り着こうとした。しかし、採訪開始直後の岡山県の事例でも明らかのように、府県を通じて華族へのやりとりだけでは不十分だと判断されたためか、華族には府県とは別に様々な方法を模索するようになった。

一 「家譜」などの編纂物からの接近

個別の華族に対する直接の採訪実施は、「往復」で確認できるものとしては、桑名松平家の事例が早い。明治二八年六月(三日作成、五日に送達済)、子爵松平定教に対する帝国大学総長文書によれば、松平家編纂の「旧記及文書類」を閲覧するために、史料編纂委員の三上参次が参館することについて許可を得たいとするものである。すぐには応答がなく、一〇月に督促の書状を差し出し、一〇月一九日に閲覧許可が出た(6「皇華士族平民往復」〈明治二八年〉坤第三二六)。この結果、松平家所蔵の旧記の内、数点を借用することとなり、一二月一六日作成、一二月二〇日送達の文書で借用申請を行い、明治二九年一月に使者が松平邸に取りに行く形で借用が叶い、同年五月二五日に文科大学書記多田賢意が携帯して返却した(6「皇華士族平民往復」〈明治二八年〉坤第六九二)。

このように、直接華族の邸宅に向いて史料を借用している事例もあるが、多くは、各家が所蔵する「旧記」や「家譜」などの旧藩または華族家による編纂物を手がかりにして問い合わせを行っている。冒頭で述べたように史料編纂掛は、維新直後から継続されてきた国史編纂事業を引き継いだものであった。従って、以前の調査で蒐集された情報も継承されているものと考えられる。華族については、修史局が華族に提出を

要請していた「家譜」が活用されたのであろう。「家譜」は、本所にも所蔵されており、酒井信彦による研究もある⁽²³⁾。酒井によれば、明治政府の要請により、大名華族は明治六年、公家華族は明治八年に提出された「家譜」が、その後修史局でも利用され、そのまま史料編纂掛に移管されたものとされる。史料編纂掛は、「家譜」が根拠とした原史料の閲覧を求めたり、華族による「家譜」の追加編纂分を要請したり、時には未提出分の督促を行っており、家譜について、「本学に於て史料編纂上最も必要ヲ感候」書類であると評して借用を求める場合もあった(10「皇華士族社寺平民往復」〈明治三二年〉坤第二二)。華族家でその後編纂した分があれば謄写して送付して欲しいと要請し、その際には、「所蔵之文書記録等」も併せて送付して欲しいとする場合もあった。(10「皇華士族社寺平民往復」〈明治三二年〉坤第二〇)。佐倉堀田家に要請した時には、借用が可能であれば、史料編纂掛にて謄写することを申し出て、堀田家からは「藩史料」三冊を借用していた。このようなやりとりの過程で、史料編纂掛が家譜の間違いを見つけることもあった。例えば、鍋島直茂が徳川家康と拝謁した年次について、至急取調、関する記録類などを提出して欲しいと、佐賀鍋島家へ申し送っている。本件については欄外に朱書きで「本件取調者文学士中野礼四郎、十月五日出頭口頭ヲ以テ三上部長へ答アリ」とある(16「華族往復」〈明治三三年〉史第一三〇)。

史料編纂掛から華族への連絡については、仲介者を求める場合もあった。例えば、薩摩島津家については、提出されたはずの家譜が見当たらないとして、島津家に提出を求めているが、その際、史料編纂掛から直接島津家に問い合わせる前に、史料編纂委員の三上参次が、島津家編纂員の寺師宗徳と市来政方に問い合わせを行っている(10「皇華士族社寺平民往復」〈明治三二年〉文書番号無)。これ以前に公爵島津忠重に問い合わせられているかは不明であるが、編纂員同志が連絡を取り合った事例で

ある。他にも、明治三十一年一月に東京帝国大学総長から公爵三條公美宛に充てた書状で、当時提出がなかった家譜を求め、併せて、同家が所蔵する「日記文書等」も借用したいと申し出ているが、史料編纂掛の三上参次から、三条家編輯嘱託員磯野佐一郎氏へ申し入れ済であることが記されている（10「皇華士族社寺平民往復」〈明治三十一年〉坤第二二）。このように、該期の史料編纂掛と華族家が雇用している編纂員との間には、これ以前より人的交流があった可能性がある。

華族の編纂員だけではなく、旧臣を通じて華族へ問い合わせる事例もあった。明治三十一年四月に東京帝国大学総長から子爵土居利与に充てた書状によれば、旧臣である日下寛に、また同年同月の子爵松平容大宛の文書では、旧臣山川健次と高嶺秀夫を介していることを記した上で、所蔵史料の閲覧を願ひ出ている（10「皇華士族社寺平民往復」〈明治三十一年〉坤第二六〇）。この時は、家譜ではなく「貴家御所蔵古文書及古記録類」の閲覧を求めた者であったが、「御参考可相成記録無之」と断られている。

二 華族からの閲覧要請や情報の共有

前節では、史料編纂掛から華族への依頼を確認したが、華族側からの閲覧請求も複数存在する。例えば、明治二十八年五月一三日、正四位伯爵南部利恭からの書状（6「皇華士族平民往復」〈明治二十八年〉坤第一八八）では、「拙家祖先歴代之事蹟取調之義ハ兼テ着手為在候得共、家記而已ニテハ何様不充分ニ候條」という理由で、史料編纂掛で蒐集した史料を借覧・謄写したいと申し出ている。同様の申し出は、同年六月四日侯爵前田利嗣からもなされている（6「皇華士族平民往復」〈明治二十八年〉坤第二二二）。史料編纂掛においては業務の優先を条件にしながらも、こうした申出には対応した。明治三〇年には、久邇宮家が、朝彦親王事跡を編纂中であり、史料編纂所へ問集録の借用依頼が家令からなされた。

有栖川宮家もまた、熾仁親王事跡を編纂中であり、史料編纂掛が所蔵している旧修史局編纂「復古記」を利用したいと申請している。但し、復古記は副本がなく、史料編纂上日常参考にしているため、史料編纂掛に来て、その場で閲覧のこととして対応した。明治期には、大名華族だけではなく、公家においても家史編纂が進んでいた。公家の中には、葉室伯爵家（8「皇華士族社寺平民往復」〈明治三〇年〉坤第四七三）や万里小路伯爵家（10「皇華士族社寺平民往復」〈明治三十一年〉坤第八四）などのように、維新による史料の散逸が激しく、完全なる記録文書の所蔵はないという回答を得ることもあった。また、阿野子爵家の記録類が園池子爵家で保管してある事例（10「皇華士族社寺平民往復」〈明治三十一年〉史第一一）や、先に内閣記録局に貸し出していた記録類が、広橋伯爵家を経て、現在は橋本伯爵家に預けてあるという菊亭侯爵家の事例（12「華族往復」〈明治三二年〉史第四三）も認められる。特に公家の場合は、「材料」の保管先が別な場所であることもあり、華族への問い合わせの過程で、所在情報が明らかになることもあった。中には、近衛家のように、二条離宮の土蔵にて保管しているため、宮内省の許可を得て欲しいという回答を得、さらに、史料の散逸を防ぐためにも土蔵からの持ち出しは不可との回答を得たこともあった（8「皇華士族社寺平民往復」〈明治三〇年〉坤第三三六）。これらのことから、華族における「材料」の保管状況については、家による事情が大きく影響しており、細やかな対応が求められていたことがわかる。当該期の史料編纂掛は原史料の収集を目的としておらず、原本はあくまでも所蔵者の手許にあることを前提とし、これを閲覧また借用して謄写の形で情報を蓄積する形をとっていたことが改めて確認される。

三 旧領地への採訪

史料編纂掛から華族への期待は「材料」の閲覧や所在情報の開示だけではなかった。次に示すのは、明治二十九年三月一二日（三月一六日送達済）、帝国大学総長から公爵毛利元徳・子爵吉川経健に当てた書状である（6「皇華士族平民往復」〈明治二十八年〉坤第一〇四）

昨年来本学中ニ史料編纂掛ヲ置キ年々各地方ヨリ材料輯集ノ運ニ有之候ニ付、今般材料採訪トシテ史料編纂委員文科大學助教三上參次助員山田安泰外一人岡山広島山口ノ三県ヘ為致出張候間、旧領地巡回之際ハ採訪方之儀可成部儀ヲ与ヘラレ候様致度、此段及御依頼候也

史料編纂掛の史料採訪出張に際し、旧領主として便宜を図って欲しいとする依頼である。この他、明治二十九年七月に史料編纂委員小中村義象、助員佐藤球が愛知県へ出張の際、公爵徳川義礼に対し、旧領地巡回に際し便宜を図って欲しい旨を依頼（6「皇華士族平民往復」〈明治二十八年〉坤第四一六）、三重・愛知両県の採訪に際し、子爵本多忠敬・子爵小河原信好・伯爵藤堂高昭に対し、旧領地巡回の際に、便宜を図って欲しい旨を依頼している（6「皇華士族平民往復」〈明治二十八年〉坤第四一三）。同様の事例は多々見られる。この時、単に文書で依頼するにとどまらず、職員が東京の邸宅に挨拶に出向き助成を依頼する場合もあった。華族側からは当主不在の場合は家扶が対応するのでいつでも来館可と返書がある（6「皇華士族平民往復」〈明治二十八年〉坤第四一三）など、史料編纂掛の職員が直接当主と面会して直談できたかどうかは不明である。また、華族との往来信については、予め口頭での打ち合わせがあったためか、依頼文に対する返書は僅かしか残されておらず、華族側の対応の詳細はなお不明な点も多い。

華族の場合、桑名藩主の史料閲覧は、東京邸に史料があったことで実

現した事例であった。しかし、史料が旧領地で保存されていることも少なくなき、こうした場合は、史料編纂掛の出張の機会に訪問が試みられることもあった。次に示すのは、明治三〇年七月（一六日送達済）、東京帝国大学総長から子爵神原政敬・子爵牧野忠篤・伯爵前田利同に宛てた書状である（8「皇華士族社寺平民往復」〈明治三〇年〉坤第四三〇～四三二）。

今般史料蒐集ノ為メ、新潟県下ヘ史料編纂委員文科大學助教三上參次出張為致候付、貴家及御旧領中古記録古文書類所蔵者有之候、其分トモ可成便宜ニ閲覧相整候様御取計相來度、此段及御依頼候也

史料編纂掛の出張に際し、旧領主として便宜を図って欲しいとする依頼であるが、各家の調査もあわせて依頼している。こうした依頼の他、福井の松平庚莊への書状では、「貴家御所蔵之文書旧記并ニ御旧領内ニ存在致居候書類等、此際無遺漏閲覧為致度候」とし、すでに県庁には依頼しているが、旧領主からも伝達して欲しいとするものもある。この際、「本学ニ於テ影写之植え永遠保存致シ、且本学編纂ノ編年史料ヘ登載相成候事者、各所蔵者之名譽トモ相成事ニ候」としている（8「皇華士族社寺平民往復」〈明治三〇年〉番号無）。同様に、旧領地への出張の際に、「貴家所蔵之文書旧記并ニ御旧領内ニ存在致居候書類」の調査を依頼するとし、詳細な説明を出張者が参館して説明したい旨を明治三十一年七月に、侯爵佐竹義生・子爵六郷政鑑・子爵岩城隆長・男爵生駒親忠・子爵酒井忠匡に（10「皇華士族社寺平民往復」〈明治三十一年〉坤第四五七）、伯爵上杉茂憲・伯爵酒井忠篤・子爵織田信敏・子爵水野忠弘・子爵戸澤正己に（10「皇華士族社寺平民往復」〈明治三十一年〉坤第四四四）に願ひ出ている。

東京の邸宅での調査の要請としては、明治三十一年六月には、子爵井上正英・子爵堀田正養・伯爵有馬頼萬・子爵稲葉正邦・子爵脇坂安斐・子

爵久世廣業・子爵戸田忠友・侯爵久我通久・伯爵日野資秀・子爵加藤泰秋に対し、史料編纂委員文科大學助教三上參次が参館して、所蔵の文書記録を閲覧したいと申し出ている（10「皇華士族社寺平民往復」〈明治三十一年〉坤第三九七・史二二）。明治三十三年三月には公爵岩倉具定・公爵三条公美・侯爵醍醐忠順・侯爵徳大寺実則・侯爵尚泰・侯爵広幡忠朝・侯爵嵯峨公勝・侯爵松平康莊・侯爵山内豊景・伯爵東久世通禧・伯爵松浦詮・伯爵戸田氏共・伯爵松平頼聰・伯爵溝口直正・伯爵酒井忠道・伯爵日野資秀・伯爵奥平昌恭・伯爵藤堂高紹・子爵白川資訓に（12「華族往復」〈明治三十三年〉史第四六〇・六四）、明治三十三年三月に、伯爵小笠原長幹・子爵北条氏恭・子爵土岐頼知・子爵小笠原長生・子爵岩城隆長・子爵織田信親・子爵遠山友悌・子爵木下俊哲・子爵木下利玄に、（12「華族往復」〈明治三十三年〉史第六五〇・七三）に、三十三年五月には侯爵山内豊景・子爵稲葉順通・伯爵久松定讓・子爵丹羽長保・子爵青山忠允に（16「華族往復」〈明治三十三年〉史第二八〇・三二）問合わせるなど、華族への調査依頼は拡大傾向にあった。

史料編纂掛の刊行が進むにつれ、史料編纂掛は細かな情報も必要になってくる。例えば、明治三十三年九月（13「官省等往復」〈明治三十三年史第一二三〉）、外務省編纂外交志稿中に引用してある蒲生家記を借用したいが、所蔵者である石川県士族蒲生俊氏の現住所が不明であるため、前田侯爵家に問い合わせた例がある。前田家からの回答によって住所が判明したという「侯爵前田利嗣編輯方」から回答が一緒に綴られている。この時、前田家側の野紙は「編輯方」と印刷してあるものが使用されている。大名華族の中には編輯方、編纂所などの名称で、家政機構に史料編纂に拘わる部署を持っており、こうした部局が有する情報は、史料編纂掛にとっても重要な手がかりとなっていた。

明治期の大名華族は旧領地に事務機構を併設する邸宅を所有している

例が多く、その場合、大名華族の邸宅（または事務所）が、史料編纂掛の調査の拠点となり、大名家の職員、時には編纂員が、旧領地に残る史料の道先案内人として適切であったことが伺える。全国的に均一ではなく、地域差があったと考えられるが、史料編纂掛の探訪への中継として、府県のみならず大名華族が一定の働きをしていたことは間違いとはいえず、例えば宮内省や華族会館を介し、華族に対して一斉に目録提出の指示を出すといった動きはない。あくまでも、個々の家に対する協力依頼という形をとっていることも重要な点であり、「探訪」には人的な交流が重要であったことがわかる。

おわりに

明治二八年に設置された史料編纂掛は、それまでの部局が担ってきた国史編纂の事業を継続しながら、本格的な探訪に着手した。その初動は、府県に対して管轄地域における「材料」の所在情報をとりまとめ、目録の提出を求めるものであった。府県がどのようにしてこれに応じたかは、まだ十分に明らかではない。しかし、これを契機として、史料編纂掛では複数の手段を講じて「材料」に辿り着こうと模索した。その過程で見出した重要な拠点の一つが華族の存在であった。

「はじめに」で述べたように、明治期の華族の中には家史編纂のために「材料」を求めて、編纂体制を整えた家があった。しかし、華族のそれは、刊行物などの成果を十分に出すことができておらず、これまで詳細が明らかにはなっていない。また、本論では触れられなかったが、華族の編纂員たちは史談会を組織して、連携をとろうとしていたが、これもまた、十分な成果を出せないままに潰えていた。要するに、華族が一体となって試みた歴史編纂の試みは、全体としては失敗に終わったと評価せざるを得ないのである。このような状況から、個々の華族が果た

した役割を、当該期の歴史編纂の研究に十分に位置づけることができずにいた。しかし、本論で試みた東京帝国大学史料編纂掛からみた華族は、歴史編纂のための重要な原本所蔵者であると同時に、旧領地における史料編纂掛の調査を円滑に行うための重要な役割を担っていたことが明らかとなった。つまり、当該期の大名華族が皇室の藩屏といった言葉で表現されるような「中央の華族」という側面だけではなく、いわば「地方の華族」としての役割も担っていたことを示し、とりわけ地方の歴史を紡ぐ「材料」を有する存在であったことを示唆している。このことは、華族研究においてこれまで本格的には検討されてこなかった新たな研究視角となる可能性を秘めている。但し、華族全体が同一の役割を果たしたわけではなく、大名華族と公家華族の差、家ごとの違い、また地域差などを考慮しながら慎重に検討してゆく必要がある。この点は今後の課題としたい。

本所所蔵の「往復」は、本所が所蔵する大量の影写本・謄写本の来歴を知るために有益な史料であるとされてきた。しかし、「往復」から知り得る情報は多岐に亘り、史料編纂掛の業務そのものを知る、史料編纂所史を描くための重要な「材料」でもある。さらに、原本所蔵者との往来信を俯瞰すれば、該期の「材料」の全国的な保管状況や、地域における原本所蔵者の位置づけなどを捉えることができるのではないかと期待される。今後、さまざまな研究テーマでの活用が期待されるものと考えている。

註

(1) 帝国大学は、明治三〇年六月に京都帝国大学の創設に伴い、東京帝国大学と改称された。

(2) 採訪とは「現地に赴いて史料原本の所在を確認し、これを借用し、副

本を作成し、もって史料編纂の素地とする手続をいう」(東京大学百年史編纂委員会編『東京大学百年史 部局史四』(東京大学、一九八七年)五五一頁。具体的な手法などについては、山田邦明「史料採訪の展開と写本の集積」(東京国立博物館・東京大学史料編纂所編『時を超えて語るもの』(展覧会図録)(東京大学史料編纂所、二〇〇一年)など)。

(3) 明治初期の正史編纂においては、今日一般的に「史料」と呼ばれるものを「材料」と呼んでいた(松沢裕作「修史局における正史編纂構想の形成過程」(松沢裕作編著『近代日本のヒストリオグラフィ』、山川出版社、二〇一五年)。「往復」では、「材料」、「史料」、「記録文書」などなど複数の語の併用が見られるが、用語の定義については今後の課題としたい。

(4) 『歴史地理』(日本歴史地理研究会)二(四)、一九〇〇年。

(5) 寺尾美保「明治期島津家における家史編纂事業—大名華族による『国事鞅掌』始末取調—」(前掲(3))『近代日本のヒストリオグラフィ』。

(6) 白石烈「宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会(上)・(下)」(『書陵部紀要』七一・七二、二〇二〇年・二〇二一年)。

(7) 山崎一郎「明治前期における毛利家の修史事業と毛利敬親の伝記編纂」(『山口県文書館研究紀要』四八、二〇二一年)など。

(8) 「史料編纂始末」一八(東京大学史料編纂所蔵 請求記号:0170-9)。

(9) 前掲(8)「史料編纂始末」一八。

(10) 久米事件とは、二四年に『史学会雑誌』第二三―二五号に掲載された久米邦武の論文「神道は祭天の古俗」が神道関係者の批判を集め、二五年三月に帝国大学史誌編纂委員を依頼免官した事件をいう。久米邦武著、中野礼次郎等編『久米博士九十年回顧録』上下巻(早稲田大学出版部、一九三四年)など。

(11) 「史料編纂始末」一九(東京大学史料編纂所蔵 請求記号:0170-9)。

(12) 東京大学史料編纂所編『東京大学史料編纂所史 史料集』(東京大学史料編纂所、二〇〇一年)。

(13) 「往復」には、史料編纂掛設置以前の編年史編纂掛作成の明治二三年の簿冊が一冊含まれており、あわせて三四六点である。但し、本稿執筆時

- は「往復」整理作業の途中であり、総点数は未確定である。
- (14) 井上聡「所史史料調査の現状と展望―本所所蔵『往復』を中心に―」〔東京大学史料編纂所研究紀要〕三一、二〇二二年。
- (15) 前掲(12)『東京大学史料編纂所史 史料集』。
- (16) マーガレット・メレル著、千葉功・松沢裕作訳者代表『歴史と国家』(東京大学出版会、二〇一七年)。同書の基となったのは、Margaret Mehl, *History and the State in Nineteenth-Century Japan*. Basingstoke and London: Macmillan, 一九九八。
- (17) 前掲(12)『東京大学史料編纂所史 史料集』の他、宮地正人「政治と歴史学」(西川正雄・小谷汪之編『現代歴史学入門』、東大出版会、一九八七年)、宮地正人「史料編纂所の歴史とその課題」(東京大学史料編纂所編『歴史学と史料研究』、山川出版社、二〇〇三年)。
- (18) 前掲(3)「修史局における正史編纂構想の形成過程」。
- (19) 佐藤大悟「修史部局における『府県史料』編纂事業の管理」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二九、二〇一九年)、同「明治太政官期の修史部局における記録管理―修史局・修史館史料」の分析から」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』一五、二〇一九年)。
- (20) 佐藤雄基「明治期の史料探訪と古文書学の成立」(前掲(3)『近代日本のヒストリオグラフィ』)。
- (21) 前掲(19)「修史部局における『府県史料』編纂事業の管理」。
- (22) 以下、出張日程は「往復」の他、前掲(12)『東京大学史料編纂所 史料集』の「史料探訪一覽」(五六〇―五七三頁)で補った。
- (23) 酒井信彦「本所〔東京大学史料編纂所〕々蔵華族諸家提出の家譜について」(『東京大学史料編纂所報』二二、一九七七年)。